

## 委任契約書（民事）

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

### 第1条（事件等の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し下記事件又は法律事務（以下「本件事件」という）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

① 事件等の表示

事件整理等

相手方 U A E 法人 Fusion Asia General Trading L.L.C、大川力也

②受任範囲

□示談折衝、■書類作成、□契約交渉

□訴訟（一審）、□保全処分（仮差押）

### 第2条（弁護士報酬）

甲及び乙は、本件事件等に関する弁護士報酬につき、乙の弁護士報酬基準に定めるもののうち■を付したものを選択すること及びその金額（消費税を含む）又は算定方法を合意した。

■着手金

①着手金の金額を次のとおりとする。

金5万円（消費税込：5万5000円）とする。

② 着手金の支払時期・方法は、以下のとおりとする。

指定銀行口座に着手金額着金確認後に本件着手

■報酬金

①報酬金の金額は乙事務所所定の報酬基準によるものとする。但し、本件事件等が上訴等により受任範囲とは異なる手続に移行し、引き続き乙がこれを受任する場合は、その新たな委任契約の協議の際に再度協議するものとする。

②報酬金の支払時期は、本件事件等の処理の終了したときとする。

■振込先弁護士口座

みずほ銀行 上野支店 普通 2638022

預り口弁護士法人ジェネシス

### 第3条（事件処理の中止等）

1. 甲が弁護士報酬の支払いを遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

### 第4条（無断取下等）

甲が乙の責に帰すべきでない事由で乙を解任し、または乙に無断で事件につき取下、放棄、和解等を為し事件を終了させ、若しくは委任事務の遂行を不能ならしめたときは、乙は委任の目的を達したものとみなし、甲らに対し成功報酬を全額請求することができる。

### 第5条（弁護士報酬の相殺等）

1. 甲が弁護士報酬又は実費等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

### 第6条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により中途で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算をおこなうこととし、処理の程度に

ついでに甲及び乙の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払をおこなうものとする。ただし、着手金は事件に着手したのち返還しないものとする。

**第7条（弁護士への再委任）**

乙は乙が指定する弁護士または東京銀座総合法律事務所 弁護士辻恵に事件を処理させることができ、甲はこれを承諾する。

甲及び乙は、乙の弁護士報酬基準の説明にもとづき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとする。

令和 年 月 日

甲（依頼者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

乙（受任弁護士）

東京都千代田区外神田6-14-7 VORT末広町7階  
弁護士法人ジェネシス

氏名 弁護士 中 崎 徹 人 印